

水稲共済損害評価の特例措置の内容と 今後のスケジュールについて

損害評価特例による追加被害申告を行うためには、一定の要件が必要です。

また、追加申告をいただいた場合は、乾燥調製施設等の資料を基にした収穫量で改めて損害評価計算を行い、ご加入いただいている水稲共済の支払基準を超える被害があった場合に、共済金が支払われます。

1. 特例による追加被害申告ができるのは、次の要件を満たす方です。

追加申告ための要件

収穫期の被害申告の有無	① 収穫期の被害申告をしていない方 ② 一部の圃場のみを被害申告された方 (既に全ての圃場を被害申告された方は対象となりません)
収穫量の客観的な把握	① 概ね全量(*1)を乾燥調製施設等(*2)に籾の状態に搬入しており、施設等から玄米重の証明が得られる方。 ② 青色申告を行っている方 (青色申告書や農産物受払帳の写し等、証明書類の提出が必要です)

(*1)「概ね全量」とは95%以上が目安となります。

(*2)乾燥調製施設等とは、カントリーエレベータ、ライスセンター、ミニライスセンター等の共同乾燥調製施設、及び委託者(共済加入者)と利害関係のない第三者が営む乾燥調製施設のことで、また、籾の状態の搬入であれば、複数の施設の分散利用も対象となります。

2. 追加被害申告における共済金の算定方法について

追加申告で報告いただいた収穫量と、ご加入いただいている水稲共済の引受収量(平年収量×補償割合)を比較して、収穫量が引受収量を下回っている場合に、共済金をお支払いいたします。(*3)

(*3)水稲共済の引受収量と乾燥調製施設等の玄米重では選別の基準とする「ふるい目」が異なることから、報告いただいた収穫量は、国から指示のあった方法で換算後計算いたします。また、一部圃場がすでに損害評価済の場合など、収穫量を調整させていただくことがあります。また、報告いただいた書類等に不明な点等がある場合は、問い合わせをさせていただきますので、ご了承ください。なお、引受収量は1月に配付する連絡文書に記載いたします。

3. 損害評価の特例にかかる追加被害申告実施スケジュール

(時期) 《 水稲共済ご加入者 》 ⇔ 《 共 済 組 合 》

H30
12月

平成30年産水稲の損害評価にかかる特例措置の実施について

- ・特例措置の内容と今後のスケジュールについてのお知らせ
- ・水稲共済加入の方へ郵送(本文書)

H31
1月

特例による追加申告について

- ・引受収量(共済金支払対象かどうか目安の収穫量)の通知
- ・追加被害申告の具体的な手続き(提出書類や記入方法、提出期限等)についてのお知らせ

2月
～3月

損害通知書(被害申告書)等の申告書類提出

- ① 乾燥調製施設等利用の方
損害通知書(被害申告書)(*4)、閲覧承諾書(*5)のほか、搬入した米の玄米重が記載された書類(施設等が発行した計量結果等の明細書や施設利用の領収書等のコピーなど)、
- ② 青色申告の方
損害通知書(被害申告書)のほか、青色申告書、農産物受払帳など収穫量のわかる書類(*6)

3月
～4月

共済金算定～共済金支払

評価結果通知書及び支払通知書の送付、共済金のお支払い

(*4) 損害通知書(被害申告書)は、追加申告の意思確認とともに、合計の収穫量や、利用した乾燥調製施設ごとの名称などをご記入いただきます。

(*5) 共済組合は乾燥調製施設等に対して、追加申告された方の伝票等を確認させていただくことがあります。「閲覧承諾書」はその際に必要となるもので、すでに組合に提出されている方は必要ありません。

(*6) 青色申告の方は、損害通知書(被害申告書)を先に提出願います。青色申告書の写し等は確定申告後に提出願います。